

令和 4 年 6 月 6 日現在

機関番号：32675
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2015～2021
課題番号：15K03108
研究課題名（和文）「東アジアにおける『共和国』の意味—韓国を中心に—」

研究課題名（英文）Meaning of 'Republic' in East Asia

研究代表者

國分 典子 (Kokubun, Noriko)

法政大学・法学部・教授

研究者番号：40259312

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：「大韓民国」の設立は、歴史的には1919年の臨時政府時代に求められる。この時から韓国は「民主共和国」であることを憲法上表明してきた。本研究では、その「共和国」の意味とは何かを歴史的観点、および現代の憲法論的観点から考察し、以下の3点を特徴として挙げた。

1.歴史的に東アジアでは、「共和」という言葉には自由よりも調和に配慮した、社会国家に親和性を有する側面があった。2.しかし韓国では、南北分断状況で実質的に「共和国」の国民は「自由民主的基本秩序」という枠組で規定されることとなった。3.現代韓国の「共和国」の意味内容の確定については、憲法裁判所が大きな役割を果たしていると考えられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

「共和国」の意味については、主に西洋思想の分野で論じられてきた。しかし、東アジアにおいてはそれとは異なる意味が形成されているのではないかというのが、本研究の視点である。大韓民国 (Republic of Korea) の国家および国民概念を歴史研究および現代の憲法論的研究を接合させて検討したことが、本研究の学術的意義である。

建国過程や南北分断が及ぼす国家概念や国民概念への影響の指摘とともに、特に現代において憲法裁判所が国家理念の意味を充てんする役割を果たしていること、「民主共和国」の具体的意味内容を提示する機能をもっているのではないかということ指摘した点に意義があると考えられる。

研究成果の概要（英文）：Historically, the Republic of Korea was established during the provisional government in 1919. Since then, Korea declared itself as a "democratic republic." In this research, meaning of the "Republic" is examined from a historical and present constitutional perspective, and the following three characteristics are pointed out:

1. In East Asia, the word "Republic" historically used to be close to the social state that preferred more about harmony than freedom. 2. In South Korea, however, the people of the "Republic" are practically defined in the framework of the "Liberal Democratic Basic Order" under the situation of division between the two Koreas. 3. The Constitutional Court plays a critical role in defining the meaning of "Republic" in present Korea.

研究分野：法学

キーワード：韓国 憲法 共和国 違憲審査 国民

1. 研究開始当初の背景

(1) 着想の端緒

本研究に着手するまでの過程で、主に立憲主義との関係という視点から大韓民国建国以降の韓国民主主義の特徴について考察してきた。そのような中で行き着いたのが、韓国の民主主義理念には、共和主義的な要素が強く含まれているのではないかと、という点であった。これは、韓国のみならず、近代国家形成期の東アジアの特徴、すなわち、人権に対する国権の優位という論点にも結び付き得ると考えられるものである(國分『近代東アジア世界と憲法思想』慶應義塾大学出版会 2012 年参照)。

韓国の近代国家形成過程では、憲法論的にみれば、ドイツ国法学の影響が強かったと考えられる(その端緒としては、1910 年前後の日本を通じたドイツの理論の流入があった)。一方で、愛国啓蒙期や独立運動期に政治思想的には中国からも多くの影響を受けた。そうした歴史を通じて、現代の韓国憲法 1 条 1 項は「大韓民国は民主共和国である」と規定している。この条項は、植民地時代に臨時政府が制定した憲法に盛り込まれて以来、建国後の憲法に継承されているものである。こうした背景を考えると、韓国における「共和国」の意味には、フランスやアメリカなどの理解と異なった面があると予想される。

(2) 研究開始当初の先行研究状況

「共和国」概念については、日本の憲法学では主としてフランス憲法研究者により検討されてきた。また政治思想分野では共和主義の思想が脚光を浴びてきているという状況が、本研究当初にはあった。そのような中で、韓国を含む東アジア地域において「共和国」概念がどのような意味をもつのかについての検討は日本ではほとんど行われていなかったが、韓国では、憲法の規定する「共和国」の意味が着目されつつあった。憲法学の分野では、李國運、韓尚熙、金善擇らがフランスの「共和国」概念やアメリカの共和主義思想の観点から韓国の民主主義を見直そうとする論文を公表している。また著書としては、金東勲『韓国憲法と共和主義』(京仁文化社、2011 年)が出版されていた。但し、これらは欧米の共和主義思想の潮流を今日の韓国の憲法論に当てはめた場合にどうなるかという視点からの考察にとどまるものであった。法思想史分野では、李映録「韓国における『民主共和国』の概念史 特に『共和』概念を中心に」法史学研究 42 号(2010 年 10 月)に本研究に関連する重要な史的考察が含まれており、また 2013 年には、朴贊勝『大韓民国は民主共和国である』(トルペゲ、2013 年)が出版され、韓国の「共和」の概念にアプローチする研究が出始めていた。

こうした韓国の先行研究を踏まえ、歴史と現代をつなぐ観点からの研究が必要ではないかと考えるに至った。

(3) 韓国における国民概念の変容状況

現代の問題として、韓国は外国人の地方参政権を認め、また一定の場合に二重国籍を認める等、移民国家化の政策も打ち出し始めた。このことは近代国民国家観からの脱却という面を有する可能性があり、日本を含めた他の東アジア地域との比較としても注目される。こうした新たな政策が「共和国」概念に何をもたらしているのか。(2)で述べたように、西洋の「共和国」についての議論は、韓国でも参照されているが、東アジアの「共和国」概念が欧米の理論とどのように結びつき、新たな国家観を提示しているのかという現代的な関心も本研究の着想の背景にある。

2. 研究の目的

上述のように、本研究では韓国の憲法学分野の研究と法・政治思想史分野の研究を接合して検討し直すことで、韓国の共和国概念、ひいては東アジアにおける「共和国」および「共和」の概念の特徴を明らかにすることを目標とした。具体的な目的としては、特に以下の 3 点を想定した。

(1) 韓国の「共和国」概念の分析および東アジア地域におけるその歴史的な位置づけの解明

韓国臨時政府時代・建国後の独裁体制下・民主化以降において「共和国」がどのように理解されてきたかを通史的に捉え直すと同時に、その歴史的背景にあると考えられる中国の影響、南北分断の中での「共和国」概念の特徴、等を明らかにする。

(2) 韓国の近代国民国家形成途上における「国民」概念の分析および現代の移民政策下での「国

民」概念変容についての分析

韓国において「国民」概念が導入されてから植民地時代・独立運動期を経て、今日に至る過程での概念変化を分析し、「共和国」概念との関係を明らかにする。

(3) 欧米の「共和国」概念との比較における韓国の「共和国」概念の現代的意味の解明

(1)の分析結果を基礎に、東アジアの文脈における韓国の「共和国」概念と西洋の「共和国」概念との異同を明らかにする。さらに(2)の分析結果を基礎に、国民国家の変容の中での現代韓国の「国民」概念が今日の「共和国」概念理解にどのように影響するか、また思想的にそれをどのように位置づけることができるかを解明する。

3. 研究の方法

(1) 「共和国」および「国民」概念の史的研究

臨時政府時代に関しては、臨時政府時代に臨時政府が出した各種法令および議政院文書等を史料として用い、検討した。また建国後の状況に関しては、国会議事録等の政府文書や大統領の演説等から国家理念や国民概念に関わる内容を分析した。

また韓国の歴史的な国家概念と明治憲法下の日本、初期中華民国における言説と比較した。

(2) 現代韓国の国家概念および国民概念に関する憲法学的研究

現代の韓国の状況に関するアプローチとしては、立法、判例、学説を取り上げて検討することとした。立法面では、国籍法の変化、公職選挙法の変化等を分析した。また、判例としては、特に大統領弾劾事件、政党解散事件といった憲法裁判所の重要決定が研究期間中に出されたので、その中にみられる国民意思や民主主義理解に関する論点を分析した。学説としては、研究期間中に「共和国」概念に関わる論文がかなり出たので、これらを参照した。

4. 研究成果

(1) 韓国の「共和国」概念の分析および東アジア地域におけるその歴史的な位置づけについて(=研究目的(1))

概念的にみると、19世紀末～20世紀初頭の朝鮮・韓国における文献においては、「民主」の概念には立憲君主制が含まれていたことが見受けられる。一方、韓国の共和制への転換の直接的な引き金となったと考えられるのは、1911年に起こった辛亥革命である。「民国」は英語ではRepublicと訳され、この時点では民主と共和はほぼ同義であったのではないかと考えられる。

しかし、中国からの思想的影響の過程では、独立運動期に入って「共和」の概念の中に三民主義や三均主義(=韓国において趙素昂が提唱した平等を重視した国家観)の思想が込められていたことが窺われる。趙素昂にせよ孫文にせよ、社会の発展型として描いた理想は、逆れば、変法自強運動で知られる康有為の「大同世界」に類似している。趙素昂は、日本が朝鮮半島への力を強め、韓国人留学生たちが反日意識を強めた時期に日本に留学しており、留学生団体の雑誌に後の三均主義に至る思想の端緒とみられるような論稿を発表しているが、その際に康有為の名前が引用されている。康有為、孫文、趙素昂の理論には、国際・国内の両面での平等を唱え、国内的な政治・経済の平等の問題を国際的な民族平等の問題と一体として考える傾向をもっていたという共通点がある。また儒教的な仁義礼智は、社会的協調・調和を重視する点で、個人主義・自由主義よりは社会国家的な思想に親和性を有することも、これらの思想的基盤に影響したのではないかと考えられる。

なお、独立運動には、ロシア革命の影響もあった。独立運動当初、ばらばらに設立された亡命政府の1つは、ロシアにあった大韓国民議会であった。各地に立ち上げられた臨時政府は、「大韓民国臨時政府」に統合されるが、その政府が作った臨時憲法第1次改憲の臨時憲法は大統領制であったのに対し、1919年の臨時憲章、第2次改憲と第3次改憲は、臨時議政院と國務會議の間に信任関係がある議院内閣制的構造を採用した。1940年の第4次改憲では、國務會議ではなく國務委員會という名称が使われ、臨時議政院との間の議院内閣制的な構造はみられず、ソビエト的な構造が予定されていたのではないかとこの見方がある。しかしその後、1941年の建国綱領や第5次改憲が臨時政府の立て直しを図って、第2～4次改憲より詳細な文書となっており、第5次改憲では、議院内閣制的構造に戻った。建国綱領の内容には趙素昂が関わっており、建国綱領が1948年大韓民国建国の際の憲法制定にあたっても参照された。

以上から、戦後冷戦下での韓国の国家形成の際に受け継がれた独立運動時代の国家観の主たるものは趙素昂の提示した国家理念であったのではないかと、韓国の「共和国」

理念に平等を重視する特徴が含まれているのではないかということを示した。

(2) 韓国の近代国民国家形成途上における「国民」概念の分析および現代の移民政策下での「国民」概念の変容について (=研究目的の(2))

この点に関しては、建国後の韓国がおかれた特殊な状況が憲法の国家観にどのような影響を与えたかという観点から考察した。現代の憲法3条(領土条項)と4条(統一条項)の関係、韓国憲法が想定する国民の範囲には北朝鮮住民も含まれること、在外国民についての憲法裁判所の判断、脱北者(=北朝鮮離脱住民)の取り扱いを分析し、さらに現代の国籍法の変化(=二重国籍の限定的容認) それにまつわる分断の問題を考察した。

韓国では、北朝鮮住民も韓国民と法的には捉えている。伝統的に血統主義を重視するとともに、民族統一を悲願とする韓国では、朝鮮民族(韓民族)を母体とする国民概念を想定している。しかし、南北の分断状況において、安全保障の側面からは制限なく北朝鮮系住民を受け入れることはもちろんできない。2007年の在外国民についての憲法裁判所決定が在外国民が選挙権を行使できないようにしている当時の公職選挙法が憲法に反しているとしつつも、安全保障の観点から別途、制度整備をする方途がありうることを示唆していること、また国籍法改正が二重国籍を許容しつつも、それが兵役義務の回避に繋がらないよう、厳しい規制をかけていることを分析し、そこから憲法の基本原理とされる「自由民主的基本秩序」が実質的に韓国の国家と国民を規定する重要な枠組になっていることを示した。

(3) 欧米の「共和国」概念との比較における韓国の「共和国」概念の現代的意味について(=研究目的の(3))

「共和」の概念には、単なる多数決的民主主義とは異なる「権利の調整」という意味合いが含まれる。韓国では、古くは独立協会運動や臨時政府の活動の中で議会における話し合いを重視しようという企図が見受けられた。しかし、建国後の権威主義体制の下で議会への信頼は揺らいだ。そうした歴史を経た民主化後、議会や大統領といった政治部門が「民主共和国」の担い手としてどのように位置づけられているかを憲法機関の役割という観点から考察した。

韓国の統治機構の中で、民主化後、国民の信頼を獲得してきたのは、政治部門よりも憲法裁判所であった。「権利の調整」は憲法裁判所によって政治的場面でも行われていると考えられる。憲法裁判所は、「政治的司法」とも呼ばれ、朴槿恵大統領弾劾や統合進歩党解散といった政治的事件を含め、政治的意義の大きい事件について判断を示してきた。その判断の中で、憲法裁判所が国民の意思を積極的に汲み取り、民主的基本秩序の意味内容を指し示すという形で、韓国の国家理念、「共和国」の今日的意味を充てんしているのではないかということ、この点は基本的に、政治部門、特に議会を通じた国民の意思形成に「共和国」の本質を求める欧米の理念とは異なるものと考えられることを示した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 國分典子 | 4. 巻 1 |
| 2. 論文標題 朝鮮・韓国における「議会設立」運動と日本 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 瀧井一博編 『「明治」という遺産』 ミネルヴァ書房 | 6. 最初と最後の頁 552-569 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 國分典子 | 4. 巻 3号 |
| 2. 論文標題 政党解散と民主主義 2014年韓国憲法裁判所決定 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 エトランデュテ | 6. 最初と最後の頁 367-392 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 Noriko Kokubun | 4. 巻 5 |
| 2. 論文標題 Korean Constitutional Court and Democracy | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 Alisan Law Bulletin | 6. 最初と最後の頁 35-51 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

| | |
|---------------------------------------|---------------------|
| 1. 著者名 國分典子 | 4. 巻 51 |
| 2. 論文標題 植民地支配期における韓国近代憲法思想の展開 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 国際日本文化研究センター国際シンポジウム報告書 | 6. 最初と最後の頁 31-40 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 國分典子 | 4. 巻 277 |
| 2. 論文標題 韓国臨時政府憲法文書における国家構想 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 名古屋大学法政論集 | 6. 最初と最後の頁 217-239 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 國分典子 | 4. 巻 21 |
| 2. 論文標題 韓国におけるテロ対策立法 | 5. 発行年 2017年 |
| 3. 雑誌名 論及ジュリスト | 6. 最初と最後の頁 70-78 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 國分典子 | 4. 巻 28号 |
| 2. 論文標題 韓国憲法裁判所の権限範囲とその課題 | 5. 発行年 2016年 |
| 3. 雑誌名 比較憲法学研究 | 6. 最初と最後の頁 47-76 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 國分典子 | 4. 巻 9号 |
| 2. 論文標題 韓国の大統領制における国会の機能 | 5. 発行年 2016年 |
| 3. 雑誌名 アジア法研究 | 6. 最初と最後の頁 209-222 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 國分典子 | 4. 巻 272号 |
| 2. 論文標題 韓国建国期の違憲審査についての議論 日本との比較の視点から | 5. 発行年 2017年 |
| 3. 雑誌名 法政論集 | 6. 最初と最後の頁 25-48 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---------------------------------------|----------------------|
| 1. 著者名 國分典子 | 4. 巻 66巻2号 |
| 2. 論文標題 韓国憲法裁判所の組織機構と憲法研究官の役割 | 5. 発行年 2015年 |
| 3. 雑誌名 北海道大学法学論集 | 6. 最初と最後の頁 107-92 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である) | 国際共著 - |

[学会発表] 計7件(うち招待講演 2件/うち国際学会 3件)

| |
|---|
| 1. 発表者名 國分典子 |
| 2. 発表標題 大韓民国臨時議政院の憲政史的意味と憲法的評価 |
| 3. 学会等名 臨時議政院開院百周年記念国際学術セミナー(招待講演)(国際学会) |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 Noriko Kokubun |
| 2. 発表標題 Korean Constitutional Court and Democracy |
| 3. 学会等名 The 16th ASLI conference "The Rule of Law and the Role of Law in Asia" (国際学会) |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|-----------------------------------|
| 1. 発表者名 國分典子 |
| 2. 発表標題 韓国の憲法裁判所とamicus curiae |
| 3. 学会等名 北大研究会 |
| 4. 発表年 2018年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 國分典子 |
| 2. 発表標題 植民地支配期における韓国近代憲法思想の展開 |
| 3. 学会等名 国際日本文化研究センター国際研究集会「植民地帝国日本における知と権力」(招待講演)(国際学会) |
| 4. 発表年 2017年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 國分典子 |
| 2. 発表標題 韓国近代国家形成における国家概念 日本・中国との比較の視点から |
| 3. 学会等名 日文研共同研究会「明治日本の比較文明史的考察 その遺産の再考」 |
| 4. 発表年 2015年 |

| |
|-------------------------------|
| 1. 発表者名 國分典子 |
| 2. 発表標題 韓国憲法裁判所の権限範囲をめぐる問題 |
| 3. 学会等名 比較憲法学会 |
| 4. 発表年 2015年 |

| |
|------------------------------|
| 1. 発表者名 國分典子 |
| 2. 発表標題 アジアの大統領制における国会の機能 |
| 3. 学会等名 アジア法学会 |
| 4. 発表年 2015年 |

〔図書〕 計7件

| | |
|---|-----------------|
| 1. 著者名 尹龍澤・青木清・大内憲昭・岡克彦・國分典子・中川敏宏・三村光弘ほか | 4. 発行年 2020年 |
| 2. 出版社 日本評論社 | 5. 総ページ数 337 |
| 3. 書名 コリアの法と社会 | |

| | |
|---|-----------------|
| 1. 著者名 リュウ・チソン、國分典子、三村光弘、チョン・サンウ | 4. 発行年 2017年 |
| 2. 出版社 韓国法制研究院 | 5. 総ページ数 232 |
| 3. 書名 分断前後南北憲法変遷史に関する研究 統治構造形成のための行政関係法令を中心に (韓国語) | |

| | |
|---|--------------------------------|
| 1. 著者名 工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・三宅雅彦・斎藤一久・國分典子ほか | 4. 発行年 2017年 |
| 2. 出版社 信山社 | 5. 総ページ数 710(分担部分: 529-548) |
| 3. 書名 『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開』下巻 | |

| | |
|-----------------------|-----------------|
| 1. 著者名 駒村圭吾・待鳥聡史編 | 4. 発行年 2016年 |
| 2. 出版社 弘文堂 | 5. 総ページ数 479 |
| 3. 書名 「憲法改正」の比較政治学 | |

| | |
|--|-----------------|
| 1. 著者名 Kazuhiro Takii/Michael Wachutka (Hrsg.) | 4. 発行年 2016年 |
| 2. 出版社 Nomos | 5. 総ページ数 204 |
| 3. 書名 Ideen und Wirklichkeit des japanischen Staates in der Moderne | |

| | |
|---------------------|-----------------|
| 1. 著者名 大石眞・大山礼子編 | 4. 発行年 2017年 |
| 2. 出版社 三省堂 | 5. 総ページ数 336 |
| 3. 書名 国会を考える | |

| | |
|--|-----------------|
| 1. 著者名 Marie Seong-Hak Kim, Jerome Bourgon, Pierre-Emmanuel Raux, Frederic Constant, Anders Karlsson, Noriko Kokubun, Joon-Young Moon, Justine Guichard, Tom Ginsburg | 4. 発行年 2016年 |
| 2. 出版社 Brill Hijhoff(Leiden/Boston) | 5. 総ページ数 272 |
| 3. 書名 The Spirit of Korean Law: Korean Legal History in Context | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| | | |
|---------------------------|-----------------------|----|
| 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|